

中野市環境白書

—令和元年度（2019年度）年次報告書—

～緑豊かなふるさとを共につくるまちへ～



目次

第1章 環境基本計画の概要

1. 計画の基本的事項	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画策定の目的	1
(3) 計画の位置づけ	1
(4) 計画の期間	2
(5) 計画の対象範囲	2
2. 計画の目標	3
(1) めざす環境像	3
(2) 基本目標	3
3. 施策の体系	4

第2章 平成30年度(2018年度)に実施した取り組み内容

目標Ⅰ みんなで学び、行動するまちにします	5
目標Ⅱ ごみを減らし資源を大切に作るまちにします	14
目標Ⅲ 安全・安心で快適に暮らせるまちにします	20
目標Ⅳ 豊かな自然を守り育てるまちにします	26
目標Ⅴ 地球環境にやさしいまちにします	28

資料

(資料1) 中野市環境基本条例	30
(資料2) 環境用語解説	32



第1章 環境基本計画の概要

本書は、「第2次中野市環境基本計画」に定める年次報告書として、平成30年度（2018年度）における中野市の環境保全に関する施策の実施状況等を取りまとめたものです。

1. 環境基本計画の基本的事項

(1) 計画策定の背景

中野市は、市の中央を南北に流れる千曲川や支流の夜間瀬川、斑尾川、市の北にそびえる高社山や斑尾山など水や緑に恵まれた豊かな自然が広がるまちです。

この恵まれた自然環境を守り、より良い状態で将来世代へ引き継いでいくために、中野市環境基本条例に基づき、2008年(平成20年)3月に「中野市環境基本計画」（以下、「前計画」という）を策定し、各種の取組を進めてきました。

前計画策定から10年が経過し、この間も環境問題は、地球規模で深刻化が進み、加えて東日本大震災に起因する放射性物質による環境汚染やエネルギー問題など新たな環境問題にも直面しています。

このような状況のもと、これまで以上に環境に配慮した行動が必要となることから本計画を策定します。

(2) 計画策定の目的

本計画は、中野市環境基本条例に掲げた3つの基本理念の実現をめざして、本市の環境の保全を市民・事業者・市が協力して総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画です。

中野市環境基本条例の基本理念

- 1 環境の保全は、市民が健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、この環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、すべての者の公平な役割分担のもと、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全は、地域の環境が地球環境に深くかかわっていることを認識して、すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

(3) 計画の位置づけ

本計画は「中野市環境基本条例」に基づき策定するものであり、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

国・県の法律・条例及び関連計画並びに市の最上位計画である「第2次中野市総合計画」をはじめとして、本市が策定している構想・計画等と整合を図ります。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、2018年度(平成30年度)から2027年度（令和9年度）までの10年間とし、「第2次中野市総合計画」と連携して計画を進めます。

また、社会情勢や本市を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて見直しをします。

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
環境基本計画	前計画		本計画期間 (必要に応じて見直し)										次期計画
	第2次基本構想(10年間)												次期計画
総合計画	前期基本計画(6年間)						後期基本計画(4年間)						
	実施計画 毎年ローリング(3年間)												

(5) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、中野市全域とします。ただし、市域を超えて取り組む必要性がある課題については、国・県・近隣市町村との連携を視野に入れて進めます。

また、対象とする環境の範囲は、循環型社会、生活環境、自然環境、地球環境の分野を対象とするとともに、環境教育や市民・事業者・市が協働した環境保全活動など、環境に関連を持つ分野も対象とします。

区分	対象
環境教育・協働推進	環境学習、環境保全活動 など
循環型社会	廃棄物、資源循環、不法投棄、環境美化 など
生活環境	公害、上下水道、緑化、景観 など
自然環境	農地、森林、生物多様性 など
地球環境	地球温暖化、エネルギー、交通 など

2. 計画の目標

(1) めざす環境像

「めざす環境像」は、本計画を実践していくことにより、将来の中野市がどのような環境のまちとなることをめざすのかを示しています。

中野市の恵まれた自然環境を守り、将来に継承していく、また、環境を良くしていくための変化をめざす、その決意表明をし、自ら行動をはじめるとを環境像の理念（考え方）とし、「めざす環境像」は、次のとおりとします。

緑豊かなふるさとを共につくるまち なかの

(2) 基本目標

「めざす環境像」を実現するために、5つの目標を定め取組を推進していきます。

基本目標Ⅰ

みんなで学び、行動するまちにします

みんなが環境に関心を持ち、中野市の良好な環境を将来世代に継承するために、協力しながら環境について学習し、実践していくまちをつくりま

基本目標Ⅱ

ごみを減らし資源を大切にす

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から循環型の社会へと転換し、資源の無駄遣いをなくすとともに、ごみのないきれいなまちをつくりま

基本目標Ⅲ

安全・安心で快適に暮らせるまちにします

水質汚濁や悪臭、騒音などの公害がなく、緑が豊かで水が清らかな安心して暮らせるまちをつくりま

基本目標Ⅳ

豊かな自然を守り育てるまちにします

農地や森林が農林業の場として、また多面的機能を発揮する場として活かされ、生物の多様性が確保されるまちをつくりま

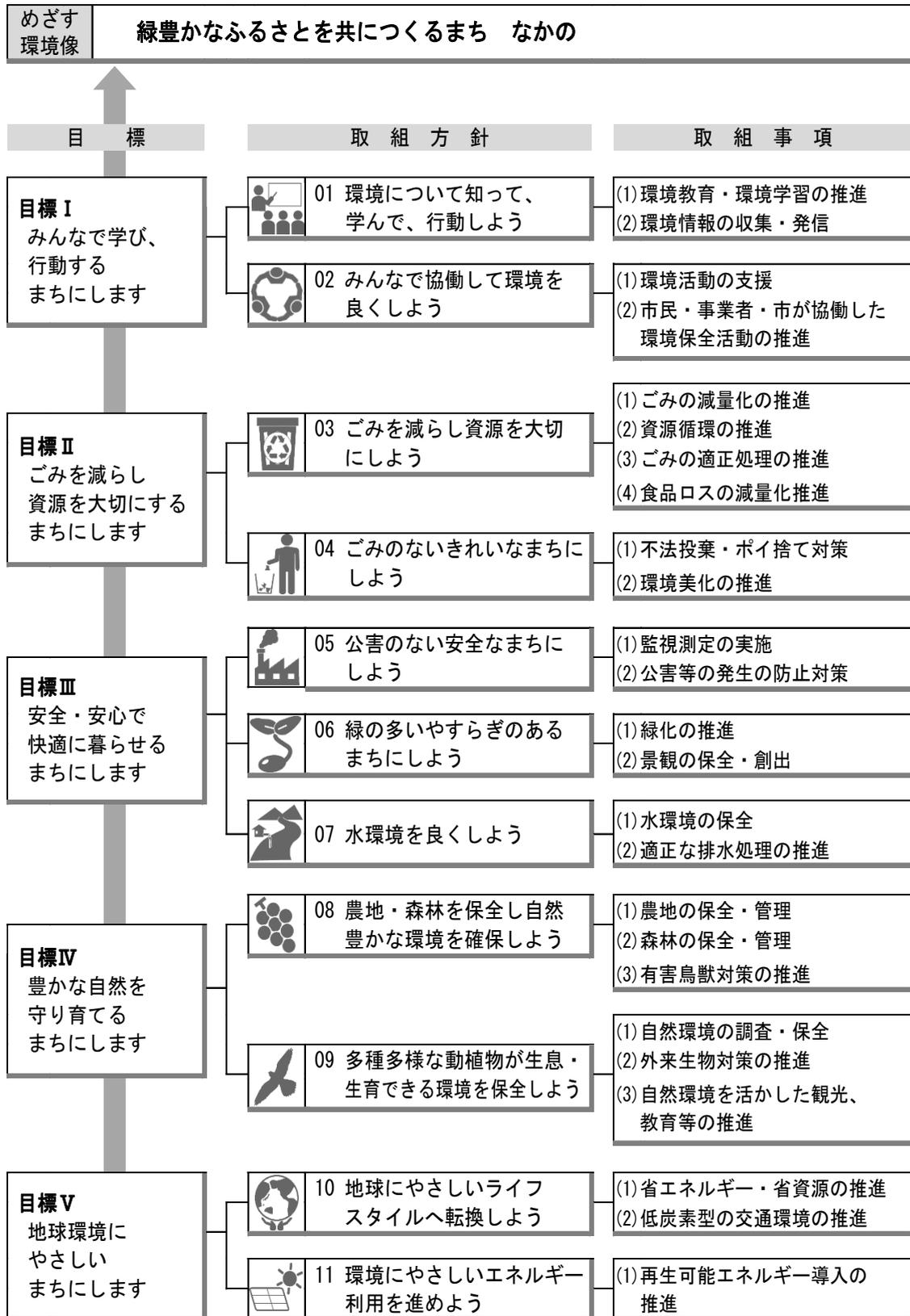
基本目標Ⅴ

地球環境にやさしいまちにします

これまでのライフスタイルを見つめ直し、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用などで、地球温暖化防止の取組を進めるまちをつくりま

3. 施策の体系

「めざす環境像」を実現するための取組について、以下の体系で進めていきます。



第2章 平成30年度(2018年度)に実施した取り組み内容

4 ページに示した施策の体系に基づく、それぞれの「取組方針」ごとに「環境面での指標」や「取組項目」が定められています。

この環境白書は、主に本計画の1年目(初年度)である平成30年度(2018年度)に実施された主な取り組みを「取組方針」ごとにまとめ、以下のとおり環境指標とともに示しました。

目標 I みんなで学び、行動するまちにします

取組方針

01 環境について知って、学んで、行動しよう

取組事項

- (1)環境教育・環境学習の推進
- (2)環境情報の収集・発信

平成30年度(2018年度)の取り組み内容

環境面での指標	現状値 (2016年度)	実績 (2018年度)	中間目標 (2022年度)
環境に関する体験活動を実施する団体数	80%	66%	83%
十三崖チョウゲンボウ探鳥会等の開催	年2回	年1回	年3回
十三崖チョウゲンボウ応援団 ニュースレターの発行	年3回	年3回	年4回
自然環境に関する講座、施設見学、イベント等の開催	年30回	年34回	年30回
環境に関するSNS投稿	年35件	年30件	年50件
広報紙への環境に関する記事掲載	年11回	年15回	年15回
自然環境関係書籍の収蔵数	1,101点	1,217点	1,236点

■環境学習の実施

○環境学習・イベント等の開催(内容はP6~7参照)

市では、自然観察会や子ども教室など自然に親しむイベントや教室を開催し、豊かな自然にふれあい、自然環境保全の意識を高める体験学習を行いました。

○児童・生徒の環境学習(学校別内容はP8~12参照)

市内の各小中学校では、教科学習や栽培活動、社会見学、児童会・生徒会活動などにおいて、体験学習を通して自然環境や限りある資源を大切にすることを学びました。

○「ふるさと環境白書」の配布

市内の小学5年生の児童を対象に、地球温暖化や身近な環境問題などをわかりやすく解説した「ふるさと環境白書」を発行・配布し、環境学習の副読本として活用しました。

平成30年度(2018年度) 環境学習・イベント等の開催内容

イベント等の名称	内容(実施日時等)	回数
自然観察会「千曲川ラフティング」(環境課)	○水辺の生き物や川の様子を観察し、自然環境保全の重要性を考えることを目的に、千曲川をラフティングボートで下る「千曲川ラフティング」を実施しました。 ○実施日：7月29日～8月3日(6日間) ○参加者：291名	12回
衛生指導者研修会(環境課)	○地区衛生役員に対し、プラスチック製容器包装ごみのリサイクル行程を学ぶため、研修視察を実施しました。 ○実施日：7月18日 ○参加者：28名	1回
衛生業務研修会(環境課)	○地区衛生部長に対し、ごみ分別やごみステーション管理等の衛生業務に関する研修会を実施した。 ○実施日：3月20日 ○参加者：66名	1回
緑化苗木頒布会(農政課)	○市民の緑化運動を推進し、緑豊かな住みよい郷土づくりのために「緑の募金」を活用し、苗木の無償配布を行った。 ○実施日：5月13日 ○苗木：620本 (ヤマアジサイ、西洋シャクナゲ、ブルーベリーほか)	1回
北信州緑の少年団交流集会(農政課)	○北信地区で活動している「みどりの少年団」が一堂に会し、森林林業及び自然に関わる学習、実践活動を共に行い相互の連携を深めた。 ○実施日 6月9日 ○開催場所 野沢温泉スパリーナ オリンピックスポーツパーク	1回
高社山フェスティバル(営業推進課)	○ニジマス釣り・つかみどり、ペットボトルロケット大会、カヌー体験、マウンテンバイク体験などを開催しました。 ○開催日 8月11日 ○開催場所 中野市夜間瀬川中央河川公園	1回
千曲川・高社山SEA TO SUMMIT(営業推進課)	○環境シンポジウム、自分の力のみで水辺～里～山頂へと進む中で、自然の循環を体感して、自分たちを取り巻く自然について考えるカヤック、バイク、ハイクなどを実施しました。 ○開催日 10月20日、21日 ○開催場所 千曲川～高社山	1回
なかの花づくりコンテスト2018(都市計画課)	○花のまちづくりを推進するため、花づくりコンテストを花のまちづくりボランティアの会と協働で開催しました。 ○開催日：6月16日、6月17日 ○場 所：一本木公園 ○出展数：88点	1回
第32回斑尾ふるさと祭り(地域振興課)	○祭りの中のイベントのひとつとして、斑尾山登山を実施しました。 ○実施日：6月3日 ○参加者：10名	1回

イベント等の名称	内容（実施日時等）	回数
十三崖チョウゲンボウ探鳥会 （生涯学習課）	○5月25日に国指定天然記念物「十三崖のチョウゲンボウ繁殖地」で、自然環境の保全啓発を図ることを目的に、イベントを開催した。	1回
星空観望会 （博物館）	○星空の観察を行うことにより、さまざまな天文現象や身近な惑星、恒星などの天体や宇宙に、より興味を深めることを目的に観望会を実施した。 ○実施日：5月、7月、8月、10月、1月、3月 ○参加者：のべ165名	6回
ふるさとのホタルを楽しむ会 （中央公民館）	○ホタルの住める水環境に思いを馳せ「ホタル観察会」を中野ホタルの会と共催で実施しました。 ○実施日：6月8日 ○参加者：56名	1回
子ども教室 初めての生け花体験 （中央公民館）	○小学生を対象に花に親しむ楽しさを学び考えるため「生け花体験」を中野華道会と共催で開催した。 ○実施日 10月6日 ○参加者 14名	1回
親子体験教室「あるある探検隊」 （北部公民館）	○市内小学生親子を対象に、自然と親しみ農業を体験するため、親子体験教室を開催しました。 ○開催日：5月19日 田植え、6月23日 笹もちづくり 9月22日 稲刈り・はぜかけ 10月13日 稲こき ○参加者：187名	4回

平成30年度(2018年度)各小中学校で行われた環境学習の内容

学校名	環境学習の内容
中野小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教科学習 <ul style="list-style-type: none"> ・3年理科 (チョウを育てよう、身近な自然の観察) ・4年理科 (季節の生き物のくらし) ・4年社会 (水はどこから・ごみのしよりと利用) ・5年理科 (生命の発生とたん生) ・5年社会 (私たちの生活と環境) ・6年理科 (生き物と自然・人と自然) ・5年家庭科「はじめてみようクッキング」「かたづけよう身の回りの物」「寒い季節を快適に」 ・6年家庭科「きれいにしようクリーン大作戦」「暑い季節を快適に」「考えようこれからの生活」「共に生きる生活」 ○栽培活動 <ul style="list-style-type: none"> ・学級花壇 ・学級農園：リンゴ・稲・野菜・サツマイモ等 (特別支援・1・2・3年) ・一人一鉢栽培 (あさがお等) (1年) ・米作り (5年) ○児童会活動 <ul style="list-style-type: none"> ・牛乳パック、アルミ缶、古紙、インクカートリッジの回収 ・ホタル川の清掃活動 ・学級花壇やプランターの花作り
日野小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教科教育活動 <ul style="list-style-type: none"> ・美化活動の実施 毎週木曜日(朝の活動)(校庭や花壇・畑の草取り、ゴミ集めなど) ・1, 2年生活科(花壇) ・4年社会科 ゴミ問題、水の浄化活動にかかわる学習 (東山クリーンセンター、浄水場、下水道処理場等の見学) ・5年社会 (私たちの生活と環境) ・6年理科 (生き物と自然・人と自然) ・5年家庭科 (住まい方の工夫「冬」、物を生かす工夫) ・6年家庭科 (住まい方の工夫「夏」、そうじの仕方) ○児童会活動 <ul style="list-style-type: none"> ・地域清掃 ・花の栽培(サルビア・マリーゴールド・日々草・ペチュニア・ベゴニア・アゲラタム・パンジー等) ・プランター花作り(サルビア・マリーゴールド・ペチュニア・日々草) ○栽培活動・あさがお・ひまわり・ハウセンカ・キャベツ等・各学年でサツマイモ・モロコシ・だいず・ジャガイモ・ポップコーン・スイカ・トマトなど ○みどりの少年団の活動 <ul style="list-style-type: none"> ・シイタケ栽培・米づくり・梅・銀杏取り ○学級活動 <ul style="list-style-type: none"> ・みどりのカーテン (アサガオとヘチマ) づくり ・ひとり一鉢 (1～5年 卒業式・入学式に向けてパンジー) 栽培
延徳小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教科学習 <ul style="list-style-type: none"> ・社会科「住みよい暮らしをつくる」 (下水道、上水道、ごみ、クリーンセンター見学) ・社会科「私たちの生活と環境」 ・家庭科 調理、住居、環境整備の関連の単元 ○総合的な学習の時間・特別活動 <ul style="list-style-type: none"> ・学級園や学校花壇での野菜栽培、花栽培、手入れ ・あさがお栽培 (一人一鉢) ～全校あさがお展～ ・米作り 5年 ・大賀ハス、たんぼ水族館の学習 3年 ・桜沢駅清掃 6年 ○児童会・地区児童会活動 <ul style="list-style-type: none"> ・延徳大清掃 (地区内のごみ拾い) ・アルミ缶、牛乳パック集め～リサイクル活動～ ・ゴミ拾い登校、資源回収のお手伝い ○みどりの少年団活動 <ul style="list-style-type: none"> 花苗植え(春、秋)、山りんどう植え、バラの苗植え、しいたけの駒打ち

学校名	環境学習の内容
平野小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○児童会の取組み <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通して牛乳パック、アルミ缶を収集し、収益金で活動費に当てたり、福祉施設で必要な物の寄贈費用に当てたりしている。回収週間を設定し、子どもたちへ呼びかけをしている。 ・学校花壇づくり・人権の花活動（29年～30年） ・犬のフン対策のためのカードをフェンスに付ける。 ○教科学習、遠足・社会見学等 <ul style="list-style-type: none"> ・文化公園で自然に親しむ活動 ・校内の水道の仕組みを通して、節水について考える。 ・高原学習で志賀高原周辺の地形や動植物の観察、清水公園の湧水観察 ・東山クリーンセンター、浄水場の見学を通して、ゴミ問題やリサイクル問題など、環境問題について考える。 ・中庭の池の泥上げ ○クリーンタイム <ul style="list-style-type: none"> ・学校敷地内の草取り、石拾い、ごみ拾い ○生活・総合的な学習の時間 <ul style="list-style-type: none"> ・学級での花壇作り ・一人一鉢花の栽培 ・畑や水田での栽培活動（米、サツマイモ、野菜類） ・地域のサワガニの生息実態調査・湧水のある場所の水質調査 ○PTAとの連携 <ul style="list-style-type: none"> ・親子環境整備作業（春・秋 5・6年保護者・児童）
高丘小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教科学習 <ul style="list-style-type: none"> ・朝顔・野菜栽培（1年） ・ハウセンカー一人一鉢栽培（3年） ・家庭科でリサイクル活動についての学習（6年） ・社会見学で浄化センター、田麦浄水場、東山クリーンセンター大俣最終処理場の見学（4年） ○児童会活動 <ul style="list-style-type: none"> ・学校農園のさつまいもの栽培（全校） ・チューリップ、マリーゴールド、パンジーの花壇作り（花と生き物委員会） ・地域をきれいにするクリーン登校活動（児童会） ・イモリ、ウパールーパー、うさぎ、めだかの生き物の飼育 （花と生き物委員会を中心に全校） ○総合的な学習の時間・学級活動 <ul style="list-style-type: none"> ・米作り（5年） ○環境整備活動 <ul style="list-style-type: none"> ・カンナの花壇作り（3～6年） ・みどりの時間の校内草取り、環境整備等（全校） ・メダカ池、身近な生き物の整備と観察（全校） ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ひだまりバザーのリサイクル品の販売（PTA・全校）
長丘小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・姉妹学級カタクリ遠足（長丘丘陵自然観察） ・ビオトープの生き物観察 ・地区クリーン活動（ゴミゼロ活動） ・栽培活動（野菜・りんご栽培・米作り・大豆栽培） ・児童会によるアルミ缶収集 （「のぞみの郷高社」に車イスを贈るための活動） ・PTAと児童による資源回収 ・みどりの少年団活動（花植え・委員会植樹祭参加等） ・花壇作り（学級花壇・一人一鉢・挨拶の看板と花設置） ・4年生 環境学習（社会科） （田麦浄水場・壁田下水処理場・東山クリーンセンター見学） ・1年生 あさがおの栽培 ・4年生 へちまの栽培 ・6年生 紙すき体験

学校名	環境学習の内容
平岡小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○栽培・農業体験活動 <ul style="list-style-type: none"> ・学校花壇づくり マリーゴールド・サルビア・アサガオ・パンジー等 一人一鉢栽培（草取り・苗植え:パンジー、チューリップ） 児童会によるプランター栽培（ペチュニア、パンジー） ・花壇づくり、花壇の新設、インパチェンスの栽培 ・学級園の野菜栽培活動 サツマイモ、大根、ニンジン、トウモロコシ、ジャガイモ等 ・りんごの栽培（花粉付け 摘果 袋かけ等） ・米づくり ○環境美化活動 <ul style="list-style-type: none"> ・PTA資源回収 ・校内環境整備 親子作業（草取り、剪定、石拾い） ・空きアルミ缶の回収 ○環境学習 地域学習 <ul style="list-style-type: none"> ・東山クリーンセンター・不燃物処理場の見学 ・平岡処理施設 田麦浄水場の見学 ・環境問題についての学習
科野小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○栽培活動 <ul style="list-style-type: none"> ・学級園の野菜栽培（全校各学年） ・学校花壇の花栽培・人権の花（児童会・全校各学年） ・生活科あさがお栽培（1年） ・リンゴの農業体験（3年） ・サクランボの農業体験（1・4年） ・米作り（5年） ○環境学習活動（社会科・総合） <ul style="list-style-type: none"> ・東山クリーンセンターの見学（4年生・社会科） ○環境美化活動 <ul style="list-style-type: none"> ・登校時のゴミ拾い（児童会クリーン活動） ・バス停の清掃活動（児童会・代表美化委員会） ・縦割り清掃活動 ○リサイクル活動 <ul style="list-style-type: none"> ・アルミ缶収集（代表美化委員会） ・PTA資源回収への参加 ○みどりの少年団 <ul style="list-style-type: none"> ・北信州植樹際（6年生） ・みどりの少年団交流集会（6年生） ・春さがしビンゴ・秋さがしビンゴ（全校）
倭小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教科学習 <ul style="list-style-type: none"> ・1年生活（あつ、めがでた あつ、さいた）※アサガオの栽培活動 ・2年生活（いきものとなかよし） ・3年理科（学校のまわりの植物・ヒマワリ・ホウセンカ・チョウを育てよう） ・4年社会（ゴミの処理と利用・水はどこから） ・4年理科（ヘチマの成長・身近な植物や動物の様子） ・5年社会（私たちの生活と森林・環境を守るわたしたち） ・5年理科（植物の成長・メダカの成長） ・6年理科（植物と水 植物と養分 生き物と空気 生き物と水 生き物と食べ物 人と環境） ・5年家庭科（あたたかい着方・明るく、温かく住まう工夫） ・6年家庭科（そうじの仕方の工夫・すずしい住まい方・すずしい着方） ○栽培活動 <ul style="list-style-type: none"> ・花の栽培（全学年）（一人1プランターで） ・野菜の栽培（全学年）（学級園で） ○やまとじゅく（クラブ活動） <ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーの利用（太陽光・水力・風力・効率の良いストーブ等） ○縦割り清掃活動 ○PTA資源回収に協力

学校名	環境学習の内容
豊井小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教科学習 <ul style="list-style-type: none"> ・生活科…あさがお栽培(1年) 学校探検(1年) 学校池調べ (2年) ・社会科…豊井地区探検(3年) 住みよいくらしについての学習…不燃物処理センター、 東山クリーンセンター、豊田集落排水処理場、 田麦浄水場の見学 (4年) ・理科…ひまわり、ホウセンカ栽培 (3年) …ヘチマの栽培 (4年) …メダカの飼育 (5年) …生き物と自然・人と自然 (6年) ・家庭科…「きれいにしようクリーン大作戦」「暑い季節を快適に」 「考えようこれからの生活」(6年) ○栽培活動 <ul style="list-style-type: none"> ・学級園での野菜栽培(全学年) ・緑のカーテンづくり (1年) ・ふるさとファームさんとの野菜栽培活動 (2年…大豆栽培、3年…ジャガイモ栽培) ・りんご栽培活動 (5年) ○環境美化活動 <ul style="list-style-type: none"> ・PTA資源回収への参加 ・ごみ拾い登校(児童会) ・花壇、プランターづくり (2～6年) ・種まきからはじめる、中庭花壇での花壇づくり(4年) ・花文字 (5年) ・なかよし姉妹清掃活動
永田小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教科学習 <ul style="list-style-type: none"> ・1年生活：あさがおの栽培・観察等 ・2年生活：春さがし、秋さがし、雪となかよし ・3年理科：ヒマワリの栽培・観察、庭に来るチョウの観察 ・4年社会：上下水道・ゴミ処理関連施設見学とそれに関わる事前・事後の学習 ・4年理科：ヘチマの栽培・観察・実の利用、生き物のくらし ・5年社会：わたしたちの生活と環境 ・5年理科：天気の変化、流れる水のはたらき ・5年家庭科：寒い季節を快適に ・6年理科：生き物と自然、人と環境 ・6年家庭科：クリーン大作戦、暑い季節を快適に ○栽培飼育活動 <ul style="list-style-type: none"> ・畑での栽培活動(野菜・サツマイモ・ソバ・大豆など) (全校) ・ポップコーンの栽培と販売 (1年) ・ミニトマトの栽培・観察・収穫 (2年) ・へちまを使っての自然たわしづくり (4年) ・学級田での稲作 (5年) ・涌井地区畑でのぼたんこしょう栽培 (6年) ・学校花壇・一人一鉢での花作り (全校) ○環境美化活動 <ul style="list-style-type: none"> ・高野辰之記念館の花壇花植え (4年) ・ふるさと苑の花壇花植え・交流会 (5・6年) ・玄関前プランター花植え (児童会) ・PTA資源物回収参加 (5月・10月) ・アルミ缶回収 (児童会) ・縦割り清掃活動 (全校縦割りなかよし班で)
南宮中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収(アルミ缶、新聞紙、雑誌、ビン類等) 各家庭にある資源を回収する活動をとおして、資源のリサイクルの大切さを体験的に学習する。 ・緑化委員会による学校花壇づくり。 ・奉仕委員会によるアルミ缶の回収。 ・厚生委員会による牛乳パック回収。 ・厚生委員会によるフードドライブ。 ・印刷物再利用 ・電気や灯油等の省エネ推進。

学校名	環境学習の内容
中野平中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○全校生徒による緑化活動 <ul style="list-style-type: none"> ・「中野平中勤労の日」全校草取り（文化祭前に実施） ・資源回収 生徒全員参加（5月） ○学年，学級活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別 ・節電 ・印刷用紙再利用（片面白紙は再利用，他は資源回収へ） ・アルミ缶回収（生徒会厚生委員会の活動に学級単位で協力） ○生徒会 <ul style="list-style-type: none"> ・アルミ缶回収（毎週火曜日） ・緑化委員会による学校花壇づくり ・プランターによる花づくり、管理
高社中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教科学習 <ul style="list-style-type: none"> ・社会科 地理 世界、日本の環境問題 ・理科 自然環境を守る ・家庭科 自然に優しい生活の工夫 ○生徒会活動 <ul style="list-style-type: none"> ・日常時のゴミ分別減量、節電、ペットボトルキャップ回収 ・校地内緑化活動（花壇やプランターによる花づくり） ○地域との連携による活動 <ul style="list-style-type: none"> ・資源回収（8月） ○学校行事 <ul style="list-style-type: none"> ・環境整備作業（草刈り、石拾い等） ○総合的な学習 <ul style="list-style-type: none"> ・1学年 高原学習 高原の動植物と生育環境 ・2学年 乗鞍岳登山 山岳地の動植物と生育環境
豊田中学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教科学習 <ul style="list-style-type: none"> ・国語：モアイは語る（2年） ・社会：世界・日本の環境問題 ・理科：自然環境の調査保全等 ・英語：Unit5 Aya's Time in Okinawa（平和と環境） Unit6 A Therapy Dog（環境と福祉） ・家庭科：リサイクルについて ・道徳：環境について考える ○生徒会活動 <ul style="list-style-type: none"> ・通学路清掃 ・アルミ缶、エコキャップ回収 ・学校中庭の花壇づくり ・玄関周辺等を花で飾る活動 ○学校行事 <ul style="list-style-type: none"> ・環境整備作業：苗のポット植え、草取り等 ・ふるさと清掃：学校周辺の道路及び用水路のゴミ拾い 学校近郊の公共施設等の清掃 ・PTA資源物回収への参加 ・PTA作業（草刈り・冬囲い等）への参加（各学年ごと、年3回）

02 みんなで協働して環境を良くしよう



取組事項

- (1)環境活動の支援
- (2)市民・事業者・市が協働した環境保全活動の推進

平成30年度（2018年度）の取り組み内容

環境面での指標	現状値 (2016年度)	実績 (2018年度)	中間目標 (2022年度)
NPO等の活動内容や支援に対する情報発信回数	年2回	年2回	年3回
市内に事業所のある環境分野で活動するNPO法人数	1団体	2団体	2団体
国際規格ISO等取得支援補助金の交付件数（累計）	35件	39件	41件
駅駐輪場数	8件	8件	8件

■具体的な取組

- NPO法人及びボランティアで活用が見込まれる補助事業等の情報をまとめ、市の公式ホームページに掲載した。
- 中野市勤労者協会及び管理する立ヶ花区が、駅駐輪場の清掃及び自転車の整理整頓を年3回実施した。
- 24の河川愛護団体のそれぞれ、河川の清掃や除草作業などを行い、延べ3,540人の活動を行った。
また、活動を支援するため報奨金の支給を行った。



■課題と今後取り組むべき方向性

- NPO法人以外のボランティア団体等の把握が困難であるが、団体等と関係する課等と連絡を密にし、環境に関係する団体の把握に努める必要がある。
- 市内に事務所を有するNPO法人13団体のうち、環境分野を主に活動している法人は2団体であり、今後、団体数が増加するよう、有益な情報を提供していく必要がある。
- 十三崖チヨウゲンボウ応援団の活動の充実を促す。
- 河川的环境整備活動を支援していくことで、各河川愛護団体の、河川的环境美化に対する意識の高揚に一定の成果を得ているため、今後も報奨金交付を交付し活動を活発化させ市民の環境美化意識の高揚に努めていく必要がある。

目標Ⅱ ごみを減らし資源を大切にすまちにします

取り組みの方針

03 ごみを減らし資源を大切にしよう

取り組みの項目

- (1)ごみの減量化の推進
- (2)資源循環の推進
- (3)ごみの適正処理の推進
- (4)食品ロスの減量化推進



平成30年度（2018年度）の取り組み内容

環境面での指標	現状値 (2016年度)	実績 (2018年度)	中間目標 (2022年度)
ごみの排出量	13,233 t	12,936 t	13,219 t
生ごみ堆肥化機器等設置件数(累計)	354件	426件	504件
リサイクル率	14.3%	13.3%	15.0%

■一般廃棄物処理基本計画・実施計画

市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成28年3月に「中野市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

この計画は、本市における一般廃棄物の排出抑制、再使用、適正処分などについて、計画的かつ適正に行うための基本的な考え方を整理し、これらを具体化するための施策などを取りまとめたものです。

また、ごみ処理計画量や排出抑制・減量化の方策などを定めた「一般廃棄物処理実施計画」を毎年度策定し、公表しています。

中野市一般廃棄物処理基本計画の概要

◇計画期間 平成28年度から令和12年度まで

◇計画概要

ごみ処理基本計画の目標値

- ・総排出量:平成26年度実績値の4.15%(569t)減少
- ・リサイクル率:平成26年度実績値からの減少を0.42%に抑制

生活排水処理基本計画の目標値

生活排水処理率を令和2年度に88.20%(平成26年度実績値から2%増)まで

■生ごみ削減の取り組み

○生ごみ堆肥化機器等購入費助成金

市では、一般家庭から排出される生ごみを堆肥化・減量化する機器等を購入した方に対して、購入費用の一部を助成しました。

補助件数（過去5年間）

年度	件数（機器等の購入台数）				市補助金（円）
	コンポスト	電気式	ぼかし容器	計	
H26	21	6	3	30	193,214
H27	39	11	0	50	389,602
H28	24	5	5	34	196,659
H29	24	5	3	32	181,283
H30	22	10	4	36	226,905

■ごみの排出量の推移

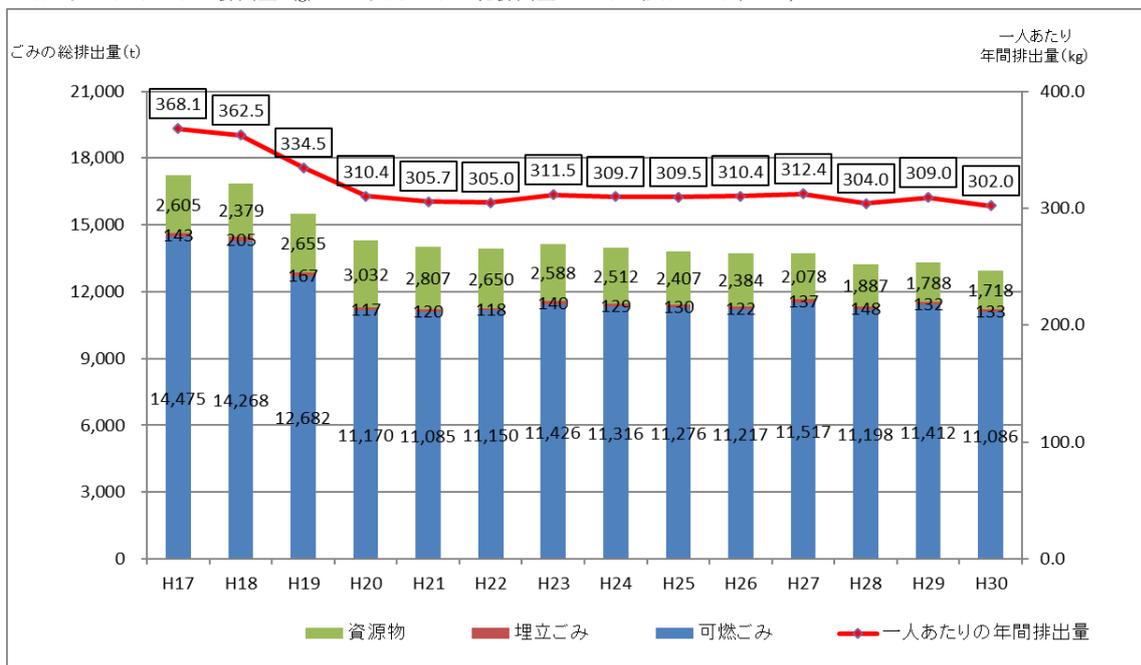
本市における平成30年度のごみの総排出量は、平成17年度から比較して、初めて13,000トンを下回ることができ、一人当たりの年間排出量は302.42kgでした。

年度	ごみの総排出量（t）					再資源化率	一人あたりの年間排出量（kg）	一人1日あたりの排出量（g）
	可燃ごみ	埋立ごみ	資源物		計			
			行政回収	団体回収				
H17	14,475	143	1,843	762	17,223	15.1%	368.11	1,008.51
H18	14,268	205	1,597	782	16,852	14.1%	362.51	993.18
H19	12,682	167	1,842	813	15,504	17.1%	334.51	913.97
H20	11,170	117	2,270	762	14,319	21.2%	310.45	850.54
H21	11,085	120	2,027	780	14,012	20.0%	305.74	837.64
H22	11,150	118	1,903	747	13,918	19.0%	304.97	835.52
H23	11,426	140	1,870	718	14,154	18.3%	311.54	851.21
H24	11,316	129	1,796	716	13,957	18.0%	309.73	848.57
H25	11,276	130	1,714	693	13,813	17.4%	309.52	848.00
H26	11,217	122	1,663	721	13,723	17.4%	310.43	850.50
H27	11,517	137	1,456	622	13,732	15.1%	312.45	853.68
H28	11,198	148	1,316	571	13,233	14.3%	304.00	832.87
H29	11,412	132	1,299	489	13,332	13.4%	309.03	846.65
H30	11,086	133	1,237	481	12,937	13.3%	302.42	828.55

※再資源化率＝資源物÷ごみの総排出量×100

※一人あたりの総排出量（kg）＝ごみの総排出量÷人口×1,000

※一人1日あたりの排出量（g）＝一人あたりの総排出量÷365日（又は366日）×1,000



■資源物の回収

○日曜回収の実施

市では、資源物回収を地区ごとに月1回実施していますが、朝の決められた時間に出すことが出来ない家庭もあることから、市内スーパーマーケット等の協力により、駐車場の一部を借用して、「資源物日曜回収」を実施しました。

○特別回収の実施

市では、通常はごみとして処理されている硬質プラスチックや庭木の剪定枝、陶磁器をリサイクルするため、「資源物特別回収」を実施しました。

日曜回収・特別回収実績

(単位: kg)

年度	日曜回収					特別回収				計
	ペットボトル	ビン	古紙	食用油	古着・古布	硬質プラスチック	硬質プラスチック	剪定枝	陶磁器	
H20	1,810	16,280	84,900	600	5,420	—	—	—	—	109,010
H21	1,590	16,380	88,960	730	2,690	—	—	39,300	—	149,650
H22	1,470	18,810	97,060	1,286	2,720	—	5,240	37,760	1,684	166,030
H23	1,900	26,110	139,990	951	3,540	—	4,270	22,520	2,026	201,307
H24	1,860	28,770	134,191	777	3,220	—	4,180	21,600	2,159	196,757
H25	1,810	30,260	124,851	1,080	2,700	—	3,940	21,800	2,626	189,066
H26	1,890	30,840	127,339	939	7,590	—	5,590	22,160	2,200	189,066
H27	1,250	30,420	75,351	792	6,240	—	5,480	13,880	2,466	135,879
H28	1,240	34,280	53,857	991	5,780	4,220	4,730	15,840	3,061	123,999
H29	1,350	35,700	60,330	1,150	4,650	6,110	6,000	15,640	2,969	133,899
H30	1,270	36,200	51,310	1,323	4,750	7,140	5,020	16,040	2,720	125,773

○団体回収

市では、廃棄物の再利用を促進し、その減量化を図るため、資源として再利用できる新聞紙やダンボールなどの団体回収活動を自主的に行う地域や学校などの団体に対し、報奨金を交付しました。

団体回収実績

年度	交付団体数 (回数)	団体報奨金 支出額(円)	資源物 (kg)			
			新聞紙	ダンボール	雑誌・雑がみ等	計
H25	14団体 (18回)	3,464,150	408,710	86,810	197,310	692,830
H26	14団体 (19回)	3,606,750	413,540	95,070	212,740	721,350
H27	14団体 (19回)	3,108,050	369,970	80,040	171,600	621,610
H28	14団体 (21回)	2,856,400	344,510	73,190	153,580	571,280
H29	14団体 (21回)	2,443,300	292,880	65,650	130,130	488,660
H30	14団体 (21回)	1,443,090	276,430	67,600	137,000	481,030

○資源物等排出支援事業

市では、高齢者(65歳以上)等のみで構成され、資源物、有害ごみ、不燃性粗大ごみの排出が困難な世帯を対象に戸別収集を行いました。

- ・対象(申込)世帯: 73世帯(平成30年度末)
- ・実施回数: 資源物 12回、有害ごみ 2回、不燃性粗大ごみ 2回

(単位: kg)

年度	びん	ペットボトル	白色トレイ	新聞紙	紙パック	ダンボール	雑誌・雑紙	不燃性粗大ごみ	有害ごみ	計
H24	439	84	5	1,841	2	443	1,760	39	22	4,635
H25	413	77	6	2,932	14	688	2,393	140	50	6,713
H26	492	69	7	2,882	14	589	2,580	231	72	6,936
H27	572	101	13	3,306	24	631	3,217	322	76	8,262
H28	463	95	10	3,018	13	454	2,217	239	108	6,616
H29	419	81	10	3,120	15	450	2,504	301	104	7,004
H30	457	96	8	2,894	23	406	2,206	208	72	6,370

○資源物回収の推移

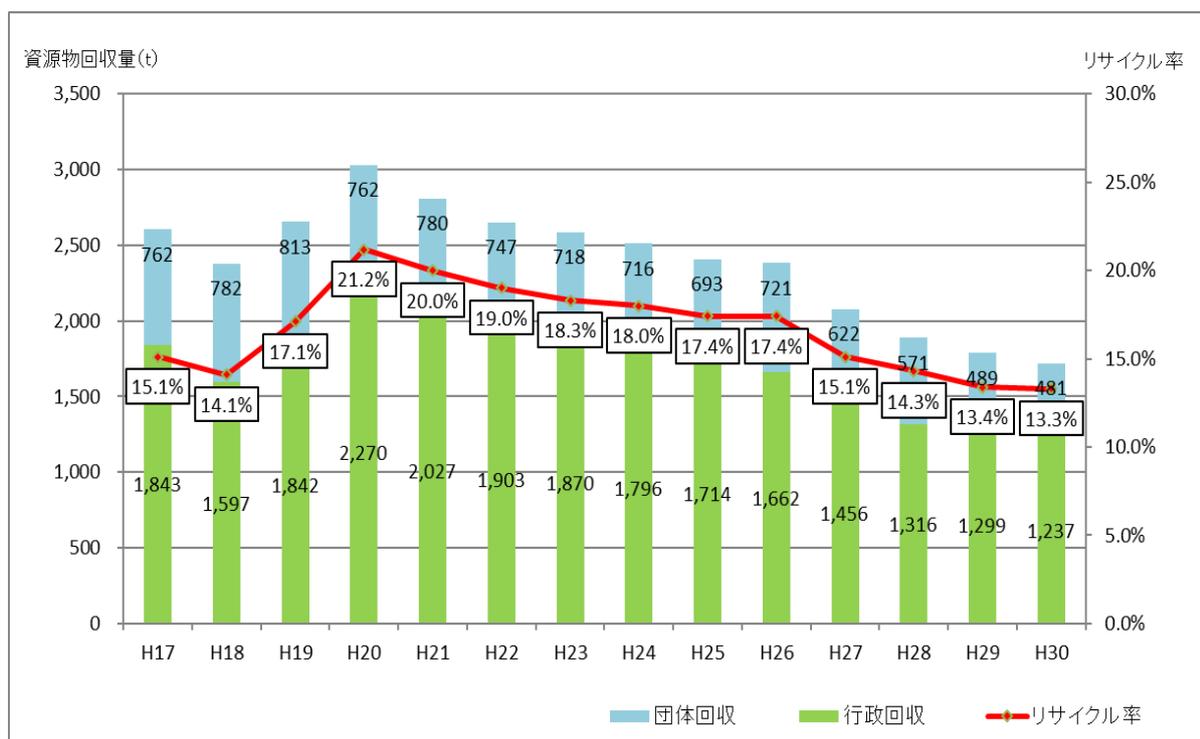
行政回収における資源物の内訳

(単位：t)

種別	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
プラスチック製容器包装	—	—	209	397	350	314	302	294	287	282	288	282	284	282
金属	412	350	288	228	220	205	211	198	192	180	181	180	182	171
びん	265	273	253	249	229	230	228	223	227	219	217	209	202	192
ペットボトル	50	47	48	45	39	38	33	29	29	27	23	22	20	19
白色発砲トレイ	0	1	1	2	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1
紙パック	8	7	6	6	5	5	4	3	4	3	3	2	2	2
段ボール	204	149	165	174	174	173	171	144	131	133	104	82	76	69
新聞紙	306	251	262	394	348	344	340	321	291	276	232	171	217	188
雑誌・雑がみ	562	485	574	562	485	458	451	459	441	404	298	248	203	170
古着・古布	—	—	—	5	3	3	4	3	3	8	6	6	5	5
剪定枝	—	—	—	—	39	38	23	22	22	22	14	16	16	16
食用油	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
硬質プラスチック製品	—	—	—	—	—	5	4	4	4	6	5	9	12	12
陶磁器	—	—	—	—	—	2	2	2	3	2	2	3	3	3
有害ごみ	34	28	30	24	25	25	23	22	23	21	22	22	19	19
不燃性粗大ごみ	2	6	5	※183	※106	※57	※51	※58	※57	※77	※60	※63	※55	※87
生ごみ	—	—	—	—	—	4	20	12	—	—	—	—	—	—
計	1,843	1,597	1,841	2,270	2,025	1,903	1,869	1,796	1,714	1,663	1,457	1,316	1,298	1,237

※衛生自治会主体の不燃性粗大ごみ回収についても計上

資源物回収の推移



■下水汚泥の堆肥化

市では、家庭などから出される汚水を下水処理場できれいにしていますが、その過程で発生する汚泥を原料にして、汚泥発酵肥料（コンポスト）なかの「おすみちゃん」と「未土利（みどり）」を製造し、販売しました。

【平成30年度堆肥化実績】

- ◇おすみちゃん（公共下水道汚泥発酵肥料） 利用汚泥量344 t
- ◇未土利（農業集落排水汚泥発酵肥料） 利用汚泥量436 t



04 ごみのないきれいなまちにしよう

取り組みの項目

- (1)不法投棄・ポイ捨て対策
- (2)環境美化の推進

平成30年度（2018年度）の取り組み内容

環境面での指標	現状値 (2016年度)	実績 (2018年度)	中間目標 (2022年度)
不法投棄発生件数	年25件	年37件	年20件
不法投棄及び野外焼却防止 早朝・夜間パトロール実施回数	年16回	年16回	年20回
ポイ捨て防止看板の設置・管理	7箇所	7箇所	7箇所
商工業施設の美化	年8件	年8件	年8件
登山道整備回数	年2回	年2回	年2回
東山公園整備清掃	年3回	年4回	年3回
公衆トイレ清掃	月10回	月10回	月10回
高丘工業団地内緑地の草刈り	年1回	年1回	年1回

■具体的な取組

- 施設の指定管理者及び関係団体と連携して、環境美化に努めました。
- 5月と11月に市民大清掃を実施し、市内一斉の清掃活動を実施しました。
- 不法投棄等の監視
不法投棄や違法な野外焼却は、美しい自然の景観を損なうばかりではなく、付近に住む人々の生活環境を害し、環境保全の妨げになります。
市では、不法投棄や違法な野外焼却を未然に防ぐため、環境公害防止指導員、衛生自治会、市職員による夜間・早朝を含めた巡回、防止看板の設置等を実施しました。

◆不法投棄の罰則（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

- ・ 個人 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこの併科
- ・ 法人 3億円以下の罰金

不法投棄発見数の推移(市受付分)

年度	件数	主な投棄物（個数）										
		テレビ	エアコン	冷蔵庫 冷凍庫	洗濯機 乾燥機	その他 家電製品	空き缶 空き瓶	タイヤ	自動車	自転車 バイク	その他 家庭ごみ	計
H17	91	15	3	4	5	49	29	177	3	30	86	401
H18	117	32	1	8	7	69	45	134	2	53	127	478
H19	68	44	0	11	9	44	12	131	1	17	68	337
H20	56	23	0	9	3	7	15	58	1	2	107	225
H21	83	50	0	7	6	63	28	96	1	8	140	399
H22	157	94	1	35	22	94	83	574	1	17	247	1,168
H23	77	41	0	5	1	36	14	41	0	5	110	253
H24	32	11	0	4	1	7	4	17	0	8	74	126
H25	48	17	0	4	1	7	10	36	0	7	71	153
H26	45	2	0	5	1	15	9	21	0	5	69	127
H27	34	14	0	6	1	13	10	64	0	0	52	160
H28	25	4	0	3	0	2	3	1	0	2	64	79
H29	77	5	0	6	2	6	59	17	0	1	77	173
H30	37	4	1	1	2	4	4	2	0	0	62	78

○ 住民による地域の美化活動

区などでは、市から地区の都市公園や河川公園等の施設管理を受託し、施設の清掃や草刈りなどを行い、地域の環境美化を図りました。

■ 課題と今後取り組むべき方向性

- 不法投棄防止の夜間早朝パトロールでは、担当地区の巡回だけではなく、過去の不法投棄のあった地点を地図化し、重点的なパトロールを実施する。
- 今後も継続し、公衆衛生思想の普及と公害を未然に防止し健康で清潔な生活環境の保全を行っていく。
- 一つのポイ捨てが、次のポイ捨てを誘発することから、ゴミ拾いのイベントなどを企画し、大勢の市民や関係団体と清掃活動等を行うことにより、ポイ捨てしにくいきれいな環境を保つための活動を行う。



不法投棄されたゴミ

目標Ⅲ 安全・安心で快適に暮らせるまちにします

取り組みの方針

05 公害のない安全なまちにしよう

取り組みの項目

(1)監視測定の実施

(2)公害等の発生の防止対策

平成30年度（2018年度）の取り組み内容

環境面での指標	現状値 (2016年度)	実績 (2018年度)	中間目標 (2022年度)
環境公害防止指導員委嘱数	14人	14人	14人
公害苦情件数	年48件	年66件	年30件
BOD値が2mg/l以下（年平均）の 河川の数	19河川	25河川	24河川
自動車騒音（面的評価）の環境基 準達成状況	99.3%	99.4%	95%以上
高丘工業団地内工場排水水質検査	年6回	年6回	年6回

■具体的な取組

○ 公害苦情対応

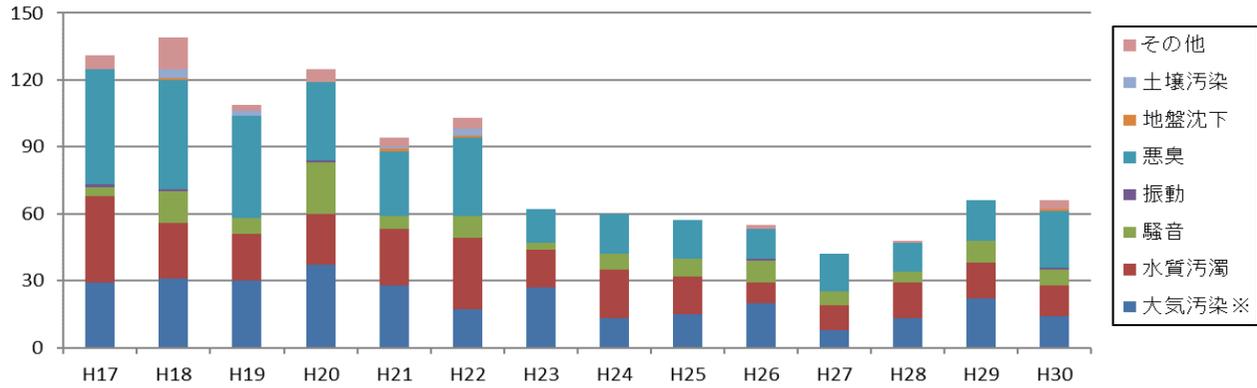
市では、公害苦情に関する市民の皆さんからの相談に応じ、必要な調査や発生源者への指導・助言等を行いました。平成30年度は全体で66件、うち悪臭が25件と最も多くなりました。

公害苦情件数の推移

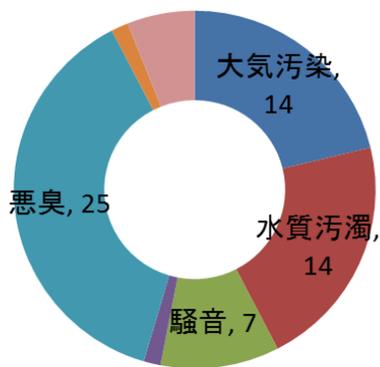
年度	大気汚染※	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他	計
H17	29	39	4	1	52	0	0	6	131
H18	31	25	14	1	49	1	4	14	139
H19	30	21	7	0	46	0	2	3	109
H20	37	23	23	1	35	0	0	6	125
H21	28	25	6	0	29	1	1	4	94
H22	17	32	10	0	35	1	3	5	103
H23	27	17	3	0	15	0	0	0	62
H24	13	22	7	0	18	0	0	0	60
H25	15	17	8	0	17	0	0	0	57
H26	20	9	10	1	13	0	0	2	55
H27	8	11	6	0	17	0	0	0	42
H28	13	16	5	0	13	0	0	1	48
H29	22	16	10	0	18	0	0	0	66
H30	14	14	7	1	25	1	0	4	66

※大気汚染には、野外焼却を含みます。

公害苦情件数の推移



平成30年度 公害苦情内訳



○ 環境測定の実施

市では、水質汚濁や騒音公害などの防止のため、一般河川等の水質検査及び自動車交通騒音の測定を定期的に行いました。(結果については、P24～25参照)

○ 空間放射線量の測定

市では、東日本大震災に起因した原子力発電所事故による放射能汚染に対して、平成23年9月から市内の公共施設において空間放射線量測定を実施し、測定結果を市公式ホームページなどで情報提供を行いました。

なお、測定結果については、すべての地点において、国際放射線防護委員会(ICRP)が2007年に勧告した年間被ばく限量(自然放射線を除き1mSv)の時間換算値(0.19 μ Sv/h)を下回っています。



平成30年度(2018年度)市内公共施設等の空間放射線量測定結果

測定施設	測定頻度	測定回数	測定値(μ Sv/h)
本庁舎 【駐車場 地上1m】	月1回	12回	0.04~0.05
豊田支所 【駐車場 地上1m】	月1回	12回	0.04~0.05
保育所・幼稚園・認定こども園 (市内14箇所)【園庭 地表面】	2か月に1回	6回	0.04~0.07
小・中学校(市内15箇所) 【グラウンド 地表面】	2か月に1回	6回	0.04~0.07

目標Ⅲ 安全・安心で快適に暮らせるまちにします

取り組みの方針

06 緑の多いやすらぎのあるまちにしよう

取り組みの項目

- (1)緑化の推進
- (2)景観の保全・創出



平成30年度（2018年度）の取り組み内容

環境面での指標	現状値 (2016年度)	実績 (2018年度)	中間目標 (2022年度)
森林面積	4,620.59ha	4,620.59ha	4,620.59ha
花苗の支給	年121団体 年62,336株	年117団体 年61,839株	年120団体 年60,000株
景観・美化の推進のための イベントの実施	年3回	年3回	年3回

■具体的な取組

○緑化活動の実施

花のまちづくり推進事業

花のまちづくりボランティアの会では、市民による花のまちづくりを推進するため、市と協働で「なかの花づくりコンテスト2018」を開催し、88点の応募がありました。

緑化苗木頒布会

市民の緑化活動を推進するとともに、緑豊かな住みよい郷土づくり、森林愛護思想の普及啓発を図るため、「緑の募金交付金」を活用し、緑化苗木の頒布会を開催し、苗木620本を無償配布しました。



○景観美化推進事業

中野市景観・美化推進協議会では、市と共同で景観に対する市民意識の向上を図るため、中野市景観展を開催した。また、中野市景観賞を実施した。

■課題と今後取り組むべき方向性

- 家庭での緑化を推進するため、引き続き緑化苗木頒布会、花苗の配布を実施していくとともに、新たな緑化の推進方法について検討していく。

07 水環境を良くしよう

取り組みの項目

- (1)水環境の保全
- (2)適正な排水処理の推進

平成30年度（2018年度）の取り組み内容

環境面での指標		現状値 (2016年度)	実績 (2018年度)	中間目標 (2022年度)
浄化槽設置整備事業補助件数		1基	3基	4基
底抜き工法で施工した道路側溝の延長距離		L=130m	L=0m	L=20m
路面排水のための側溝に設置した浸透柵の箇所数		4箇所	0箇所	2箇所
雨水貯留施設設置補助件数		年3件	年2件	年6件
下水道普及率	公共・特環	67.8%	68.6%	67.8%
	農集	27.8%	26.6%	26.2%
	浄化槽	1.3%	1.3%	2.5%
下水道水洗化率	公共・特環	88.1%	89.6%	91.2%
	農集	83.2%	84.2%	89.5%

■具体的な取組

○ 水洗化の啓発

前年度末現在、水洗化率70%以下の地区に対して、水洗化啓発のチラシの全戸配布を実施した。

○ 浄化槽設置事業

浄化槽設置事業補助金により、合併処理浄化槽の設置促進を行うとともに、浄化槽の適正な維持管理について、管理状況が不適切な管理者に対し直接指導を行った。

■課題と今後取り組むべき方向性

○ 下水道の供用区域での未接続世帯及び下水処理区域外での合併処理浄化槽の未設置世帯に対して、引き続き接続・設置を働きかける。

○ 雨水貯留施設設置補助申請件数が目標を下回っているため、広報なかのへの掲載やチラシの配布などを行い、制度の周知を図る。

○ 平成30年度までは水洗化率70%以下の地区に対して水洗化啓発を行ってきたが、市内全体の水洗化率が向上したこともあり、今後は市内全体平均以下の地区に啓発を行うなどの対応をする。

平成30年度 中野市一般河川等水質検査結果一覧表(年間平均)

(1) 河川

① 水質汚濁に係る環境基準の水域類型が指定されている河川

水域名	調査地点	類型	pH 水素イオン濃度	DO 溶存酸素 [mg/ℓ]	SS 浮遊物質量 [mg/ℓ]	BOD 生物化学的酸素要求量 [mg/ℓ]	大腸菌群数 [MPN/100ml]
千曲川	古牧橋(壁田)	A	7.4	9.7	6	0.5	2.8×10^3 ▲
夜間瀬川	折橋(柳沢)	A	7.3	9.6	4	0.5	4.3×10^2
角間川	角間橋(山ノ内町平穩)	A	7.5	9.8	2	0.5	3.0×10^2
生活環境保全に関する環境基準		A	6.5~8.5	7.5以上	25以下	2以下	1000以下

▲は、生活環境保全に関する環境基準値超過項目を示す

② 水質の環境基準の水域類型が指定されていない河川

水域名	調査地点	類型	pH 水素イオン濃度	DO 溶存酸素 [mg/ℓ]	SS 浮遊物質量 [mg/ℓ]	BOD 生物化学的酸素要求量 [mg/ℓ]	大腸菌群数 [MPN/100ml]	カドミウム [mg/ℓ]	シアン [mg/ℓ]	鉛 [mg/ℓ]	六価クロム [mg/ℓ]	ひ素 [mg/ℓ]	水銀 [mg/ℓ]
伊沢川	箱山橋(山ノ内町戸狩)	-	7.4	9.7	8	0.5	7.0×10^3						
内川	内川橋(壁田)	-	7.2	11.0	8	0.5	1.1×10^4						
十二川	小田中大橋(小田中)	-	7.0	9.1	14	1.3	4.3×10^3						
真引川	小沼大橋(三ツ和)	-	6.9	7.5	44	1.7	1.2×10^3						
片塩川	長丘第4揚水機場前(片塩)	-	7.1	9.3	14	1.8	2.0×10^4						
江部川	大正橋(江部)	-	7.1	10.0	12	0.9	1.2×10^4						
草間川	向田橋(草間)	-	7.0	11.0	22	1.6	2.0×10^4						
篠井川	上信越道高架橋下(立ヶ花)	-	6.9	8.3	16	1.6	4.3×10^3						
斑川	毛の川橋(穴田)	-	8.0	9.3	26	0.6	3.3×10^3						
斑尾川	斑尾橋(豊津)	-	7.4	8.9	27	0.8	4.3×10^3						
本沢川	本沢橋(上今井)	-	8.3	8.9	13	1.3	2.8×10^3						
権現ノ木川	砂山交差点西(江部)	-	8.4	12.0	3	1.6	1.8×10^4						
深沢川	深沢区コミュニティーセンター前(深沢)	-	7.0	10.0	3	0.5	5.3×10^3						
滝ノ沢川	千曲川合流手前(柳沢)	-	7.7	9.4	14	1.4	1.2×10^3						
清水川	千曲川合流手前(栗林)	-	7.6	6.7	4	3.5	1.8×10^4						
長沢川	長沢橋(永江)	-	7.7	9.8	17	0.5	2.0×10^3						
美沢川	美沢バス停留所前(永江)	-	7.6	9.6	8	0.5	3.3×10^2						
深沢堰	分水地点(山ノ内町夜間瀬)	-	7.5	10.0	3	0.5	2.8×10^3						
更科堰	高遠バス停留所前(更科)	-	7.1	10.0	13	0.5	5.5×10^3						
西条堰	篠井川合流手前(新保)	-	7.0	12.0	9	0.7	7.0×10^3						
廓清水川	千曲川合流手前(厚貝)	-	7.1	7.3	8	1.4	8.8×10^4						
笹川	夜間瀬川合流手前(山ノ内町夜間瀬)	-	7.1	8.9	12	0.5	1.1×10^4						
谷沢川	南永江橋(永江)	-	8.1	9.5	21	1.3	1.2×10^3	< 0.0003	不検出(<0.1)	< 0.001	< 0.005	0.002	< 0.0005

(2) 湖沼

① 水質に係る環境基準の水域類型が指定されていない湖沼□

水域名	調査地点	類型	pH 水素イオン濃度	DO 溶存酸素 [mg/ℓ]	SS 浮遊物質量 [mg/ℓ]	BOD 生物化学的酸素要求量 [mg/ℓ]	大腸菌群数 [MPN/100ml]	COD-Mn 化学的酸素要求量 [mg/ℓ]	T-P 全リン [mg/ℓ]	T-N 全窒素 [mg/ℓ]
斑尾大池	流出部(永江)	-	7.4	9.1	3	1.0	8.3×10^1	2.5	0.004	0.20
赤坂溜池	流出部(穴田)	-	7.5	9.3	4	3.4	1.2×10^2	6.2	0.051	0.57
浜津ヶ池	流出部(片塩)	-	7.3	8.6	10	4.9	3.5×10^3	9.5	0.079	0.90

平成30年度(2018年度)中野市地下水水質検査結果

●検査実施日 平成30年7月19日

●西条・新保地区

- ・検査項目 トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 砒素及びその化合物
- ・検査結果 3箇所において砒素及びその化合物が地下水の水質汚濁に係る環境基準を超過しました。

(単位:mg/l)

項目	西条1	西条2	新保	西条3	地下水の環境基準
トリクロロエチレン	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	—	0.01以下
テトラクロロエチレン	0.0009	0.0017	0.0005	—	0.01以下
砒素及びその化合物	0.001未満	<u>0.063</u>	<u>0.099</u>	<u>0.043</u>	0.01以下

●壁田・新井・吉田地区

- ・検査項目 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
- ・検査結果 地下水の水質汚濁に係る環境基準を達成しました。

(単位:mg/l)

項目	壁田	新井	吉田	地下水の環境基準
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4.9	4.0	3.9	10以下

平成30年度(2018年度)中野市自動車騒音常時監視調査結果

●検査実施時期 平成30年11月13日・11月14日の24時間調査

●調査結果 いずれの地点も騒音に係る環境基準は達成しました。

路線名	区間延長	車線数	環境基準値 (dB)		等価騒音レベル (dB)	
			昼間	夜間	昼間	夜間
七瀬交差点～壁田交差点	3.0km	2	70 以下	65 以下	69	62
江部交差点～殿橋付近	2.8km	2			69	60

目標Ⅳ 豊かな自然を守り育てるまちにします

取り組みの方針

08 農地・森林を保全し自然豊かな環境を確保しよう



取り組みの項目

- (1)農地の保全・管理
- (2)森林の保全・管理
- (3)有害鳥獣対策の推進

平成30年度（2018年度）の取り組み内容

環境面での指標	現状値 (2016年度)	実績 (2018年度)	中間目標 (2022年度)
保育所給食における地域食材の日	年8回	年8回	年8回
学校給食における地元農作物使用割合	63.1%	61.8%	65.0%
中山間地域において集落協定を締結した集落数	13集落	13集落	13集落
遊休荒廃農地面積	569ha	536ha	563ha
人・農地プラン参加者（中心経営体）数	215人・団体	291人・団体	275人・団体
森林経営計画を認定した件数	7件	9件	10件
環境保全型農業直接支払交付金事業への取組組織数	2組織	1組織	2組織
ふるさと納税寄付金の農産物の返礼品件数	年22,000件	年11,450件	年22,000件

■具体的な取組

- 中山間地域等直接払交付金
中山間地域における農用地の維持・管理を支援するため、集落協定地域に対し交付した。
平成30年度実績（13集落協定：11,955,970円）
- 遊休荒廃農地対策事業
遊休荒廃農地解消のため、利用権設定で農地再生を行う者に対し補助金を交付した。また、遊休荒廃農地の現地調の効率化・省力化を図るため、タブレット端末を活用した現地調査システムを整備した。
- 環境保全型農業支援事業
地球温暖化の防止や生物多様性保全に効果の高い、環境にやさしい農業を支援するため、営農活動に取り組む農業者団体に対し、交付金を交付した。
平成30年度実績（1組織：127,200円）
- 地域食材利用
保育所・学校の給食で年間を通じて地元の旬の食材を積極的に使用した。また、学校給食では月に1度の「食育の日」には、より多くの地域食材を使用した給食の提供を行った。

09 多種多様な動植物が生息・生育できる環境を保全しよう

取り組みの項目

- (1)自然環境の調査・保全
- (2)外来生物対策の推進
- (3)自然環境を活かした観光、教育等の推進



ライブカメラで観察

平成30年度（2018年度）の取り組み内容

環境面での指標	現状値 (2016年度)	実績 (2018年度)	中間目標 (2022年度)
アレチウリ駆除の実施	年5回	年5回	年5回
十三崖チョウゲンボウ応援団 かん木伐採作業の実施	年2回	年2回	年2回

■具体的な取組

- 十三崖のチョウゲンボウ繁殖地の環境保全
国の天然記念物に指定されている「十三崖のチョウゲンボウ繁殖地」の環境保全を図るため、十三崖一帯（夜間瀬川河川敷）において、「十三崖チョウゲンボウ応援団」の皆さんが繁殖地周辺のかん木伐採作業を実施しました。
- チョウゲンボウ生態等調査
これまで実施してきた保全整備工事の効果を検証するため、モニタリング調査及び生態環境調査を実施し、チョウゲンボウの行動圏及び繁殖地の利用環境の調査を行った。
- 外来生物の駆除
市では、24の河川愛護団体などの協力のもと、旺盛な繁殖力により、在来種の生態系に悪影響を及ぼす恐れのある特定外来生物アレチウリの駆除をはじめとした環境整備活動を、延べ3,540人参加のもと実施しました。
また、広報紙でアレチウリの駆除に関する情報を周知しました。
- 自然観察会「千曲川ラフティング」を実施した。
(全12回 参加者 291名)



自然観察会「千曲川ラフティング」の様子

■課題と今後取り組むべき方向性

- チョウゲンボウ繁殖地については、調査結果を解析し、十三崖のチョウゲンボウ繁殖地の保全及び営巣つがい数増加へとフィードバックする。
- 年間目標は達成できている状況であるため、今後もアレチウリ駆除のほか、河川の環境整備活動を支援するため、引き続き各河川愛護団体に対し報奨金を交付し、河川の環境美化に対する意識の高揚に努めていく。

目標Ⅴ地球環境にやさしいまちにします

取り組みの方針

10 地球にやさしいライフスタイルへ転換しよう

取り組みの項目

- (1)省エネルギー・省資源の推進
- (2)低炭素型の交通環境の推進

平成30年度（2018年度）の取り組み内容

環境面での指標	現状値 (2016年度)	実績 (2018年度)	中間目標 (2022年度)
市の事務事業で排出される二酸化炭素の総排出量	9,832 t-CO ₂	9456 t-CO ₂	9,233 t-CO ₂ (2020年度)

※「中野市地球温暖化防止実行計画」（2016年度～2020年度）の目標値から設定しました。

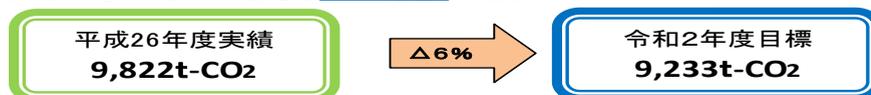
■具体的な取組

○中野市温暖化防止計画の概要

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの削減に関する取り組みを定めるものです。

二酸化炭素排出量の削減目標

令和2年度においての市の事務・事業に伴い排出される二酸化炭素の総排出量を平成26年度比で**6%削減**する。



○平成30年度（2018年度）二酸化炭素排出量

(単位：t-CO₂、%)

排出要因	平成26年度 (A)	平成29年度	平成30年度 (B)	差引 (B) - (A)	増減率 (H26比)
電気	6,888	7,099	7,157	269	3.9
A重油	389	275	107	△ 282	△ 72.5
灯油	2,052	1,850	1,645	△ 407	△ 19.8
都市ガス	58	93	164	106	182.8
LPG	177	189	180	3	1.7
ガソリン	137	131	129	△ 8	△ 5.8
軽油	121	86	74	△ 47	△ 38.8
合計	9,822	9,723	9,456	△ 366	△ 3.7

○中野市温暖化防止計画の概要

エコ通勤の促進を目的に、公共交通網確立のため中野市公共交通マップ・料金表の作成、停留所の見直し及び小学生を対象とした乗り方教室の実施等を行った。

11 環境にやさしいエネルギー利用を進めよう



市役所の太陽光発電設備

取り組みの項目

(1)再生可能エネルギー導入の推進

平成30年度（2018年度）の取り組み内容

環境面での指標	現状値 (2016年度)	実績 (2018年度)	中間目標 (2022年度)
住宅用太陽光発電システム設置件数・出力量（累計）	609件 2,845kW	726件 3,501kW	850件 3,970kW
再生可能エネルギーを導入した公共施設（累計）	7箇所	10箇所	8箇所

■具体的な取組

○市役所新庁舎の建設に伴う新エネルギーの導入

市では、屋上への太陽光発電設備の設置、断熱性能を高めた空調効率のよい建物、建物内の熱を自然に排出する自然換気システムの導入など緑豊かな中野市の気候風土に調和した新庁舎を建設し、平成30年2月に開庁しました。

○住宅用太陽光発電システムの普及促進

市では、地球温暖化防止や環境負荷の少ないエネルギーの普及促進を図るため、市内の住宅に太陽光発電システムを設置した方に対して、補助金を交付しました。

太陽光発電システム設置費補助金

年度	補助件数	最大出力（kW）		市補助金（円）
		合計	1基当たりの平均	
H21	23	93.68	4.07	2,766,000
H22	60	229.86	3.83	6,809,700
H23	87	395.15	4.54	11,070,000
H24	88	424.67	4.83	11,403,900
H25	109	503.00	4.61	13,773,600
H26	112	557.16	4.97	14,982,000
H27	74	345.69	4.67	6,566,400
H28	56	296.05	5.29	5,113,800
H29	60	335.54	5.59	5,570,800
H30	57	320.78	5.63	5,306,400
累計	726	3,501.58	—	83,362,600

※市補助金は、H21～H26:30,000円/kw(上限15万円)、H27～:20,000円/kw(上限10万円)

○地域バイオマス産業化の推進

使用済みのきのこ培地に係る課題解決と、地産地消・循環型社会モデルの構築を構築を目指し、「バイオガスによる熱源利用」「未利用バイオガスからの水素製造・利活用」等に関する分類型エネルギーインフラプロジェクトを策定し、同時に、平成26年度策定の「バイオマス産業都市構想」の見直し策定に着手した。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全は、市民が健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、この環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、すべての者の公平な役割分担のもと、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全は、地域の環境が地球環境に深くかかわっていることを認識して、すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、自らその社会活動に際して環境の保全に資する取組みを率先して実行するとともに、市民及び事業者の環境の保全に資する取組みの支援に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等により環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するための必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、事業活動において、環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(施策の基本方針)

第6条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を推進しなければならない。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保つことにより、人の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本に置き、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び貴重な野生生物の保護を図るとともに、緑化を推進することにより自然と人との共生を確保すること。
- (3) 自然環境と一体となった美しい自然景観の保全、地域の歴史的、文化的な特性を生かした田園及び都市景観の形成、水や緑に親しむことができる公共空間の形成等を図ることにより、潤いと安らぎのある良好な都市環境を創造すること。
- (4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量化等の推進を図り、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を構築すること。
- (5) 山林の計画的な育成管理及び森林資源の有効利用を推進すること。
- (6) 良好な環境の形成は、すべての者の公平な役割分担に基づく参加及び行動に負っていることから、一人ひとりが環境の保全に主体的に取り組むことができるよう、環境に関する普及、啓発等を推進すること。

(環境基本計画の策定等)

第7条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下この条において「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民及び事業者の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ中野市環境審議会条例(平成17年中野市条例第

- 113号)に基づき設置した中野市環境審議会の意見を聴かなければならない。
4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第8条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第9条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第10条 市は、市民及び事業者が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導するため、必要な経済的な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境影響評価)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする者が、あらかじめ当該事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、当該事業に係る環境の保全について適正に配慮するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の有効利用の促進等)

第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量及び適正処理並びに資源及びエネルギーの有効利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第13条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、国、県、他の市町村その他関係団体(第17条において「関係団体」という。)と協力して、環境教育及び環境学習の振興その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の環境活動の促進)

第14条 市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する団体が地域において自発的に行う環境の保全に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供及び市民参加の推進)

第15条 市は、環境に関する情報を適切に提供するとともに、環境の保全に関する施策の策定等への市民の参加を推進するものとする。

(調査の実施及び監視体制の整備)

第16条 市は、環境の状況を把握するため、必要な調査の実施及び監視体制の整備に努めるものとする。

(地球環境の保全に関する施策)

第17条 市は、地球温暖化の防止等地球環境の保全に当たっては、関係団体と協力して、その推進に努めるものとする。
2 市は、市民及び事業者の地球環境の保全に資する活動の普及及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

用語	解説	掲載ページ
----	----	-------

【あ行】

アレチウリ	北米原産のウリ科のツル植物で特定外来生物に指定されています。繁殖力が凄まじく、地面やほかの植物を覆ってしまうため、在来植物が育成できない状況となってしまいます。	27
一般廃棄物	家庭から出るごみなど、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類されます。	14
雨水貯留施設	雨水を一時的に貯留するタンク。雨どいにタンクを設置し、溜まった雨水を庭木などの散水用として使用することで、大雨時の浸水被害の軽減になり、水道水の使用量の節約にもつながります。	23
SS／浮遊物質	水中に浮遊する不溶解性物質の総称です。水の濁りの原因となるもので浮遊物が有機物である場合には、腐敗し水質の悪化を招きます。	24
NPO法人	非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体のことです。	13
温室効果ガス	地球温暖化の原因となるもので、二酸化炭素 (CO2)のほか、メタン(CH4)、一酸化二窒素 (N2O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF6)の6種類が規定されています。	28

【か行】

外来生物	もともとその地域にいなかったのに、人間活動によって他地域（外国からだけでなく、国内の他の地域も含みます）から意図的・非意図的にかかわらず入ってきた生物のことを指します。外来生物法では海外から入ってきた生物に焦点を絞り、人間の移動や物流が盛んになり始めた明治時代以降に導入されたものを中心に対応しています。	27
カドミウム	カドミウムは亜鉛精錬、メッキ工場や電気機器工場などの排水に含まれ、水稲が汚染されることにより、富山県神通川流域のイタイイタイ病の原因となった物質。慢性中毒になると腎臓障害や骨軟化症を起こします。	24
環境基準	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことです。	20、24
環境保全型直接支払交付金	化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する交付金です。2015年度（平成27年度）から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいて、日本型直接支払（多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金）の一つとして実施されています。	26
クロム	ステンレスやメッキの原料として広く用いられている重金属の一種。クロム化合物には、化学的に安定な3価のものと、酸化力が強く毒性が強い6価のものがあり、発癌性物質の一つです。	24
公害	環境基本法第2条第3項の規定により定義されています。事業活動やその他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる水質汚濁・大気汚染・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭（以上を典型7公害という。）によって人の健康または生活環境に係る被害を生ずることをいいます。	18、20 21、30 31
国際規格	国際標準化機構によって定められているISO9000シリーズおよびISO14000シリーズのことをいいます。	13

用語	解説	掲載ページ
----	----	-------

【さ行】

シアン	シアンは、種々の化合物の形でメッシュ液に広く使用されています。血液毒として強い急性毒性を持ち、取扱いに最も注意を要するものの一つです。	24
COD／化学的酸素要求量	水質汚濁の指標であり、主として水中の有機物が化学的に酸化される際に消費する酸素量をいい、数値が大きくなる程汚濁が著しくなります。	24
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸塩に含まれる窒素量及び亜硝酸塩に含まれる窒素量のことです。水や土壌中の有機物の分解により生成したアンモニウム塩が酸化されてできます。乳児（6か月未満）が高濃度の水を摂取するとメトヘモグロビン血症をおこし、呼吸作用を阻害します。	25
食品ロス	まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。	14
新エネルギー	従来の石油や石炭、原子力、天然ガスなどの限りのあるエネルギーに対し、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマスなど再生可能な自然エネルギーや、今後、研究開発・導入が図られる燃料電池などを新エネルギーといいます。これらは石油に代わるエネルギーとして注目されており、今後、普及が望まれています。	28
水銀	体温計、水銀灯、歯科用アマルガム等、幅広く用いられている重金属の一種。この化合物のうち、無機の水銀化合物と比較して有機水銀化合物は毒性が強い。特にアルキル水銀化合物は腸管からの吸収率が高く、脳に移行・蓄積し、水俣病として知られるような言語障害、視力減退や催奇性を引き起こすことから、環境中の濃度は特に厳しい基準が定められています。	24
生態系	植物、動物、微生物及びそれらを取りまく非生物的要素（土壌、水、空気等）から成り立っており、それらの要素が物質環境やエネルギーの流れといった複雑な過程を通じて相互に作用し、複合したもので、野生生物および人類の生存を支える基盤となっています。	27
底抜き工法	道路側溝に、底抜き穴のある側溝を敷設することで、道路側溝に流れ込む雨水の一部が地下に浸透することで雨水の処理量も確保され、地下水の減少も防ぐことができる利点があります。	23

【た行】

大腸菌群数	人間又は動物の排泄物による水の汚染の目安として用いられています。大腸菌には、腸内に生存しているもののほか、草原や畑などの土中に生存しているものも含まれますが、一括して大腸菌群として測定されています。	24
地球温暖化	太陽からの日射エネルギーによって地表が暖められ、暖められた地表からは熱エネルギー（赤外線）が放出されるが、人間の活動によって、大気中における赤外線を貯える温室効果ガスの濃度が上がることにより、地表の温度が上昇することをいいます。	5、26 28、29 31
窒素／N	形態により、有機性窒素、アンモニア性窒素（NH ₃ -N）・亜硝酸性窒素（NO ₂ -N）・硝酸性窒素（NO ₃ -N）に大別されます。また、有機性窒素とNH ₃ -Nをケルダール窒素（K-N）、すべての項目を含めたものを全窒素（T-N）と称します。水中の微生物の作用により、有機性窒素はNH ₃ -NやNO ₂ -Nを経てNO ₃ -Nに変化し、一部分はNH ₃ -NやNO ₃ -Nの形で植物に吸収されます。一般に生活系からの排水にはK-Nの割合が高く、リンとともに富栄養化の起因物	24
DO／溶存酸素	水中に溶け込んでいる酸素の量のことです。水の自浄作用に必要な水中生物の生存には欠くことのできないもので、きれいな河川水中には普通1リットル中に7～14mg程度ありますが、有機物の流入量が多くなり、汚濁が進行すると減少します。	24
デシベル（dB）	音の大きさ（音圧レベル）又は振動の大きさ（振動加速度レベル）を表す単位のことです。	25
テトラクロロエチレン	有機塩素化合物で、無色透明の液体です。主な用途としては、ドライクリーニング、溶剤等があります。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害があり、発がん性物質といわれています。	25
トリクロロエチレン	有機塩素化合物で、無色透明の液体です。主な用途としては、金属機械部品等の脱油洗浄、溶剤等があります。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害があり、発がん性物質といわれています。	25

用語	解説	掲載ページ
----	----	-------

【な行】

鉛	化学的に耐久性が大きく、細工が容易であるので、水道管等に広く用いられています。また、一酸化鉛、四酸化三鉛等の化合物は、顔料、サビ止めペイント、鉛ガラスの製造、レンズの研磨材、蓄電池の電極等に利用されています。鉛中毒の多くは慢性中毒で、少量の鉛を長期間持続的に摂取することによって起こります。	24
---	---	----

【は行】

バイオマス	生物 (bio) の量 (mass) の意味で、再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源 (化石燃料は除く) のことを指します。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を起源とします。	29
BOD/生物化学的酸素要求量	有機物による河川水などの汚濁の指標で、水中に含まれている有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、水質が悪いことを示しています。	24
pH/水素イオン濃度	溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、pH値が7のときは中性、これより数値が高い場合はアルカリ性、低い場合は酸性を示します。	24
放射線量	放射線の量の大きさをいい、放射線を受けたときの体への影響の度合いを表す表示単位がシーベルト (Sv) です。シーベルトの1,000分の1がミリシーベルト (mSv)、100万分の1がマイクロシーベルト (μ Sv) です。	21

【や行】

遊休荒廃農地	農家の高齢化や後継者不足などの理由から耕作されなくなった農地のこと。遊休荒廃農地は、耕作放棄される期間が長期化すれば雑草や雑木が生い茂り、病害虫・鳥獣被害の発生など周辺の農地などにも影響を及ぼすことになります。	26
--------	---	----

【ら行】

ラフティング	ゴムボートを使って行う川下りのことです。中野市と豊田村の合併を機に、両市村を結ぶ千曲川でラフティングを始めました。	6
リン/P	リンは自然界においてはリン酸態のような化合物として存在し、通常全リン (T-P) が水質汚濁の指標として利用されます。窒素とともに水生生物の環境においては重要な栄養源の役割を果たします。水中でリンが過剰になるとアオコの大量発生等の現象が起こります。	24

緑豊かなふるさとを共につくるまち
なかの



中野市環境保全シンボルキャラクター

なかのん

ふるさと環境白書・資料編

- 令和元年度（2019年度）中野市環境白書（年次報告書） -

令和元年10月発行

発行
編集

中野市
中野市くらしと文化部環境課
長野県中野市三好町一丁目3番19号
電話 0269-22-2111（代）
FAX 0269-22-5923

中野市公式ホームページ <http://www.city.nakano.nagano.jp/>
環境課E-mail kankyo@city.nakano.nagano.jp